

CER 売買契約書

〇〇株式会社(以下「甲」と称す)と△△株式会社(以下「乙」と称す)は、乙が××の〇〇 CDM プロジェクトから購入する温室効果ガス排出権 (CER) の甲乙間の売買に関し、ここに契約 (以下「本契約」と称す) を締結する。

第 1 条 (定義)

本契約において使用される用語の定義は、次の通りとする。

- ・ 「京都議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の第 3 回締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書をいう。
- ・ 「CDM」とは、京都議定書第 12 条に定めるクリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism) をいう。
- ・ 「CER」とは、京都議定書上の排出権で、CDM 理事会により認証された排出削減量 (Certified Emission Reduction) をいう。
- ・ 「CDM 理事会」とは、京都議定書第 12 条に定める CDM の理事会 (Executive Board) をいう。
- ・ 「プロジェクト実施者」とは、—————をいう。
- ・ 「国別登録簿」とは、日本国が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書及び同条約の締約国会議に基づいて設置する国別登録簿をいう。
- ・ 「購入期間」とは、2008 年 1 月 1 日より 2012 年 12 月 31 日迄をいう。
- ・ 「CER 発生年度」とは、本契約において売買対象となる CER の発生する各年の 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とし、「第 1CER 発生年度」は 2008 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄、「第 2CER 発生年度」は 2009 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄、「第 3CER 発生年度」は 2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄、「第 4CER 発生年度」は 2011 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄、「第 5CER 発生年度」は 2012 年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄をいう。

第 2 条 (CER の売買)

1. 乙は CER を、下記に定める CER 発生年度毎の数量 (以下「CER 発生年度の契約数量」と称す) 及び価格 (以下「購入価格」と称す) により甲へ売り渡し、甲はこれを買受けるものとする。

記

第 1CER 発生年度 ; ————— トン、価格——ドル/トン
第 2CER 発生年度 ; ————— トン、価格——ドル/トン
第 3CER 発生年度 ; ————— トン、価格——ドル/トン
第 4CER 発生年度 ; ————— トン、価格——ドル/トン
第 5CER 発生年度 ; ————— トン、価格——ドル/トン

2. (省 略)

第3条 (CERの引渡・移転)

1. 乙は、各 CER 発生年度の移転数量を、原則として CER 発生年度毎に 1 回で甲へ移転しなければならない。また、乙は、当該 CER 発生年度の翌年●月●日から●月●日迄に各 CER 発生年度の移転数量を甲に対して移転しなければならない。
2. 乙は、各 CER 発生年度終了後、プロジェクト実施者から購入した CER 発生年度におけるプロジェクト全体の購入数量が国別登録簿の乙の口座に移転・登録されたことを確認後、速やかに当該 CER 発生年度の移転数量を甲の指定する口座に移転する申請（以下「移転申請」と称す）を行うものとする。

第4条 (対価の支払)

1. 乙は、甲から第3条1項(3)による通知を受領後速やかに、CER 発生年度の移転数量に購入価格を乗じた金額および当該金額に対する消費税相当額の合計額（以下「対価」と称す）について、甲へ請求書を送付する。
2. 甲は、前項の請求書を受領後、速やかに請求内容を確認し、請求内容について異議なき場合は、請求書を受領した日から起算して●日以内に対価を支払うものとする。
3. 甲は、乙が甲に送付する請求書に基づきドル建で乙の指定する銀行口座に振込む方法により対価を支払うものとする。

第5条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は本契約の締結日より、購入期間における CER の売買に関する甲・乙間の権利義務が全て消滅する迄とする。
2. 前項の定めに関わらず、本契約の有効期間は両当事者の書面による合意によって更新されることを妨げない。

(以下省略)

以上、契約締結の証として本書を 2 通作成し、甲・乙記名押印の上、各々その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：